

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たりの翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

◇告 示 保険医療機関の指定  
保険薬剤師の登録

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

家畜商講習会の開催

飼料の試験の結果の概要

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可(三件)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除予定

◇教委告示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

## 告 示

### 鳥取県告示第七十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立産婦人科医院	倉吉市上井二丁目一〇一七	"
米子市休日急患診療所	米子市久米町一三六	"
取南産婦人科クリニック	鳥取市富安二丁目一三九一ニ	昭和六十年十一月一日
戸田医院	八頭郡那家町大字那家二三五	"
小林齒科医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七六七 一四	"
林原医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇九 二	"
池田外科医院	鳥取市興南町八一ニ	昭和六十年十一月五日
林循環器内科 消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八一	昭和六十年十一月八日

加藤外科内科医 院	岩美郡岩美町大字河崎二六六 一三	〃
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	昭和六十年十一月十日
西川歯科医院	米子市上福原一五九七一―四	昭和六十年十一月十三日

鳥取県告示第七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
貝 本 美 加	鳥薬第五八七号	昭和六十年十月二十四日

鳥取県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永見歯科クリニック	境港市誠道町五六―二	昭和六十年十月十七日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿字鋤ヶ崎二―五	〃

鳥取県告示第八十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿五一三	昭和六十年十月十五日

鳥取県告示第千八十二号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開催日時

昭和六十年十二月十日及び同月十一日 八時三十分から十七時まで

二 開催場所

倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総合事務所第八会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として二千九百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（受講申込書提出前六月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面上半身像のもの）をはり付け、昭和六十年十二月三日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙  
はり付け欄

写 真  
はり付け欄

鳥取県知事 西尾邑次殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所  
氏 名



鳥取県告示第千八十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



鳥取県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業上郷地区農道整備）を昭和六十年十一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（前ヶ市）地区区画整理）を昭和六十年十一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十八号

淀江町が行う土地改良事業に係る西尾原（本宮河原団地）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法

（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町白水字樋ヶ谷平七五の五（次の図に示す部分に限る。）

七五の八、字法定四六九の一八、四六九の一九

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

昭和六十一年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和六十年十一月十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十一年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項  
一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和六十一年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みの者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

三 出願期間及び受付時間

1 出願期間 昭和六十年十二月二日（月）から同月十二日（木）まで

（日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、昭和六十年十二月十日（火）までの消印のあるものに限る。

2 受付時間 九時から十七時（土曜日及び昭和六十年十二月十二日（木）にあつては、十二時）までとする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校（以下「境水産高等学校」という。）に提出しなければならない。

(一) 入学志願書（境水産高等学校から交付を受けたもの）に入学選抜手数料として千五百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）、卒業（見込）証明書及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

- 1 期日 昭和六十年十二月十六日(月) 九時から十五時まで
- 2 場所 境港市中野町二〇〇〇番地 境水産高等学校
- 3 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学

六 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和六十年十二月二十一日(土) 十二時とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- 2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

- 1 専攻科は、航海又は機関に関する事項を精深な程度において履修させることを目的とする。
- 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。
- 3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。